

令和3年度第1回寒川町子ども・子育て会議 <書面会議> 会議次第

【資料】

- ・寒川町子ども・子育て会議委員名簿
- ・第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）※新委員のみ同封
- ・資料1 令和2年度寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理票
- ・資料2 令和2年度実施事業の進行管理について
- ・資料3 寒川さくら幼稚園認定こども園化の進捗状況について
- ・参考資料1 寒川町子ども・子育て会議条例

【提出用紙】

- ・A 子ども・子育て会議委員長選出回答用紙
- ・B 令和3年度第1回子ども・子育て会議（書面会議）質疑・意見等提出用紙
- ・C 子ども・子育て支援事業計画 事業内容等変更回答用紙

1 委員紹介

令和3年4月1日より「寒川町子ども・子育て会議委員名簿」のとおり皆さまに委員をお願いすることとなりました。2年間よろしくお願いいたします。

2 子ども・子育て会議について 参考資料1

第1条（設置）

本会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置しております。

第2条（所掌事務）

本会議は、子ども・子育て支援事業計画の策定や進行管理、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項の審議等を行う組織です。

第8条（秘密の保持）

本会議の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならず、職を退いた後も同様ですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

3 議題

(1) 委員長・副委員長の選出について 参考資料1

①委員長の選出

本来であれば、「寒川町子ども・子育て会議条例」（参考資料1）第5条に基づき、

委員長は委員の互選により定めることとなりますが、書面会議の性質上、立候補の申出や推薦を受けることができませんので、別紙「A 子ども・子育て会議委員長選出回答用紙」のとおり事務局案を提案いたします。

つきましては、可否について、「A 子ども・子育て会議委員長選出回答用紙」によりご回答くださるようお願いいたします。

②副委員長の選出

「寒川町子ども・子育て会議条例」（参考資料1）第5条に基づき、副委員長は委員長が指名することとなります。上記①の皆様のご回答により委員長が選出されましたら、副委員長を指名いただき、皆様にご報告いたします。

（2）寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について 資料1、資料2

・「令和2年度寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理票」（資料1）及び「令和2年度実施事業の進行管理について」（資料2）をご覧いただき、質疑等がございましたら、別紙「B 質疑・意見等提出用紙」または任意の様式により、ご提出くださるようお願いいたします。

・事業番号23番 学校解放事業及び 事業番号50番 教育コンピュータ活用事業（小学校・中学校）について、「令和2年度実施事業の進行管理について」（資料2）に記載の理由から、計画策定時の指標や事業内容を、現在の状況と合わせるため、変更させていただきたいと考えております。

つきましては、各事業の変更の可否について、別紙「C 事業内容等変更回答用紙」によりご回答くださるようお願いいたします。

（3）その他

①寒川さくら幼稚園認定こども園化の進捗状況について（報告） 資料3

資料3により報告いたします。